

議案第 86 号

北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、開示決定等の期限、手数料等について必要な事項を定める等のため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び公平委員会をいう。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北名古屋市条例第 号）第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により、文書等について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるものに要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有個人情報の写しの交付及び送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年北名古屋市条例第8号）第1条に規定する北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(北名古屋市個人情報保護条例の廃止)

第2条 北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）は、廃止する。

(北名古屋市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前条の規定による廃止前の北名古屋市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条に規定する従事者の義務については、この条例の施行日後も、なお従前の例による。

- 2 施行日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第34条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例の規定により北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行日前におい

て旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行日前において旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行日前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（北名古屋市情報公開条例の一部改正）

第5条 北名古屋市情報公開条例（平成18年北名古屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「氏名並びに」を削り、同号エを削る。

第20条第1項中「北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会」を「北名古屋市行政不服審査会」に改める。

（北名古屋市行政不服審査会条例の一部改正）

第6条 北名古屋市行政不服審査会条例（平成28年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第81条第4項の規定に基づき、市長の附属機関」を「その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法の規定によりその権限に属させられている事項を処理すること。
- (2) 北名古屋市情報公開条例（平成18年北名古屋市条例第7号）第20条第1項の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(北名古屋市情報公開・個人情報審査会条例の一部改正)

第7条 北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年北名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北名古屋市情報公開条例（平成18年北名古屋市条例第7号）に基づく」及び「北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）に基づく」を削る。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、北名古屋市情報公開条例（平成18年北名古屋市条例第7号）第2条第1号に規定する実施機関及び北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北名古屋市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第2条第2項に規定する実施機関をいう。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報保護法施行条例第5条の規定による諮問に係る事項

第3条中第2号から第4号までを削り、同条第5号中「北名古屋市個人情報保護条例第11条の2に規定する」を削り、同号を同条第2号とし、同条中第6号から第9号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第8条から第13条までを削り、第14条を第8条とし、第15条を第9条とする。

(北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第8条 北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年北名古屋市条例第8号）第8条第1項」を「北名古屋市行政不服審査会条例（平成28年北名古屋市条例第1号）第8条」に、「情報公開・個人情報保護審査会」を「行政不服審査会」に改め、同条第12号中「又は北名古屋市行政不服審査会条例（平成28年北名古屋市条例第1号）第8条の規定により北名古屋市行政不服審査会」を削り、「、若しくは」を「、又は」に改める。